

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に於ては、
翌日)

◇告 示

目 次

- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 米飯提供者の登録
- 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正保安林予定森林にする旨の通知
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地の用途廃止
- 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第六百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国函 一三六八	野 村 淳	昭和四十二年十月十六日
〃 一三六九	野 村 昌 志	〃
〃 二七〇	江 原 ・ 宏 忠	〃

鳥取県告示第六百八十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬 一七八	天 野 美 和 子	昭和四十二年十月二十日

鳥取県告示第六百八十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂一四四一ノ二	昭和四十二年十月八日
長 田 "	境港市佐斐神町一三三五	二十日

鳥取県告示第六百八十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第二項の規定により次のとお告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の年月日
佐 伯 医 院	日野郡日野町黒坂一四四一ノ二	昭和四十二年十月八日
井崎胃腸科 外科医院	鳥取市湖山町三八五ノ三〇	十六日
長 田 医 院	境港市佐斐神町一三三五	二十日

鳥取県告示第六百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
天野美和子	鳥取市岩倉四五八 教職員住宅一二号	鳥薬一七八	昭和四十二年十月二十日

鳥取県告示第六百九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採点 数表
佐伯医院	日野郡日野町 黒坂三の二	内 科	佐伯 進	昭和四十二年 十月八日	乙表点数表
井崎胃腸科 外科医院	鳥取市湖山町 六三の三	胃 腸 科 外 科	井崎 成彦	十六日	"
長 田 医 院	境港市佐妻 町一三三五	産科、婦人科 内科、外科	長田 昭夫	二十日	"
鳥取生協病院 附属大森生協 診療所	鳥取市西品治 八二九の二	小 兒 科 内 科	鳥取県勤労者 医療生活協同 組合長山崎季治	二十八日	"
沢田 齒科	東伯郡 三朝町穴鴨 米子市皆生 七五の五	齒 科	沢田 克己	"	齒科点数表
だいせん薬局			小原 茂己	"	"

鳥取県告示第六百九十二号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四
 第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規
 則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登 録 年月日	氏 名	名称又は 屋 号	住 所	営業所の 所在地
米振 第二一五号	昭四二、一〇、一六	増井 猛	団十郎寿司	米子市朝日町四の二	住所に同じ。

鳥取県告示第六百九十三号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区
 域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮崎県 東京都 群馬県 山梨県 福岡県 鹿児島県 福島県 滋賀県
- 山形県 大分県 和歌山県 福井県 北海道 秋田県 佐賀県 熊本県
- 奈良県 静岡県 高知県

鳥取県告示第六百九十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和
 二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字用瀬字頭巾山一〇七九、一〇八〇、一〇八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬

町役場に備え置いて縦覧に供する。)

七〇の一から四三七〇の三まで、字高山四三七一、字粟谷四三七二の二、四三七二の三、字鋤畑ケ四三七五の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字背戸山一一七一、一一七一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、鴨ヶ池土地改良区の定款の変更を昭和四十二年十月三十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、上万土地改良区の定款の変更を昭和四十二年十月三十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月七日から用途廃止した。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 積 <small>(平方メートル)</small>	用途
鳥取市金沢字大門六〇一番地先から 同市金沢字町五七七番地先まで		四八〇・七九	道路敷

鳥取県告示第七百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月七日から用途廃止した。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 積 <small>(平方メートル)</small>	用途
鳥取市湖山町字塔ノ角二七四三番地先		七二・二八	水路敷

鳥取県告示第七百一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

申請人の住所
及び氏名

米子市東福原五八一
呉 世 鐘

道路の位置の指定場所

米子市東福原字一番割堂腰西
五八一ノ四二
五八一ノ四三
五八一ノ四四
五八一ノ四六
五八一ノ四四地先水路
五八一ノ四六地先水路

道路の幅員及び延長

幅員
五・〇〇メートル
延長
一一・〇〇
メートル

鳥取県告示第七百二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十一月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市倉吉町三器ノ一 黒安不動産有限公司 代表取締役 黒安嘉左衛門	米子市西三柳字三保向七 四五八五の一の一部 四五七三の九の一部 四五七三の二の一部	幅員 四・〇〇メートル 延長 二三・二〇 メートル